

議案第 60 号

伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成 30 年 3 月 9 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

と畜作業手当	伊賀市食肉センターに勤務する職員がと畜作業に従事したとき。	日額	1,350 円
--------	-------------------------------	----	---------

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。